

法制審議会議事規則

昭和二十四年八月十三日

改正 平成十三年一月一二日

第1条 会議は、会長が招集する。

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第3条 会議は、公開しない。

第4条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第5条 審議会がその調査審議に関係があると認めた者は、会議に出席し、審議の参考に供するため、議事に関して、説明をし、又は意見を述べることができる。

2 前項に定める場合のほか、議長が必要と認めたときは、委員又は議事に関係のある臨時委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第6条 議事録は、幹事が作成する。

第7条 部会の議事については、第一条から前条までの規定を準用する。

2 審議会の委員は、部会の会議に出席して意見を述べることができる。

3 部会の会議の経過及び結果は、部会長から審議会に報告しなければならない。

第8条 この規則に規定のない事項は、会長が決する。